

認定社会福祉士制度 研修単位細則

2012年2月26日

細則第4号

沿革 2012年5月20日改正
2013年3月17日改正
2014年9月20日改正
2016年6月5日改正
2016年10月2日改正
2017年3月12日改正
2020年9月6日改正
2023年9月18日改正
2024年7月15日改正

認定社会福祉士認定規則（2011年10月30日規則第2号）第9条第5号のア、第9条の2第4号、第19条第5号及び第24条第6号に規定する認定申請の要件について定める。

（規則第9条、9条の2及び第24条の申請に必要な研修）

第1条 認定社会福祉士認定規則第9条第5号のア、第9条の2第4号及び第24条第6号で定める認められた機関での研修とは、次の各号に掲げる研修とする。

- (1) 研修実施団体の申請により認定社会福祉士認証・認定機構が認証した研修
- (2) 社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修で認定社会福祉士認証・認定機構が認めたもの
- (3) その他、認定社会福祉士認証・認定機構が認めたもの
- (4) スーパービジョン（研修認証基準細則（2011年細則第2号）で定める科目を除く）については、別に定める。

（申請に必要な単位数）

第2条 認定社会福祉士認定規則第11条の認定申請者は、前条の研修のうちから別表1に掲げる区分ごとに必要な単位数を満たしているものとする。

なお、分野専門の科目については、認定社会福祉士として認定を受けようとする分野の科目について単位修得しているものとする。

- 2 認定社会福祉士認定規則第11条の分野追加申請者は、追加する分野について別表1にかかげる分野専門の科目の単位を満たしているものとする。なお、共通専門及びスーパービジョンの単位は免除する。
- 3 認定社会福祉士認定規則第19条の更新申請者は、第1条の研修のうちから別表2に掲げる区分ごとに必要な単位数を満たしているものとする。
- 4 2つ以上の分野の認定を更新する場合は、更新する分野それぞれの分野の制度等の動向の単位を満たしているものとする。なお、スーパービジョン及び選択単位については、1つの分野の更新単位を満たすことでその他の更新分野の単位も満たしているものとみなす。
- 5 認定社会福祉士認定規則第26条の認定申請者は、第1条の研修のうちから次の各号

に掲げる単位を満たしている者とする。

- (1)認定社会福祉士及び認定社会福祉士を1回更新した者は、別表3に掲げる区分ごとに必要な単位数を満たしているものとする。
- (2)認定社会福祉士を2回更新した者は、別表4に掲げる区分ごとに必要な単位数を満たしているものとする。
- (3)認定社会福祉士を3回以上更新した者は、別表5に掲げる区分ごとに必要な単位数を満たしているものとする。

(単位の振替)

第3条 分野専門科目として認証を受けた科目のうち、別表6に掲げる科目については、他の分野の科目として単位を振り替えることができる。

- 2 研修認証基準細則で定めた「その他科目」は、別表1に掲げる共通専門10単位及び分野専門10単位の内、各々について6単位を上限に振り替えることができる。
- 3 研修認証基準細則で定めた「その他科目」は、別表2に掲げる「研修受講」の単位として振り替えることができる。

附 則

この細則は、理事会の承認の日（2012年2月26日）から施行する。

附 則（2012年5月20日）

この細則は、2012年5月20日から施行する。

附 則（2013年3月17日）

この細則は、2013年3月17日から施行する。

附 則（2014年9月20日）

この細則は、理事会の承認の日から施行する。

附 則（2016年6月5日）

この細則は、2016年6月5日から施行する。

附 則（2016年10月2日）

この細則は、2016年10月2日から施行する。ただし、別表3のうち、地域社会・多文化分野の地域包括ケア（分野共通）については、2017年度以降に認証された研修について適用する。

附 則（2017年3月12日）

この細則は、2017年3月12日から施行する。

附 則（2020年9月6日）

この細則は、2020年9月6日から施行する。

附 則（2023年9月18日）

この細則は、2023年9月18日から施行する。

附 則（2024年7月15日）

この細則は、2024年7月15日から施行する。

別表 1 認定社会福祉士の取得に必要な単位数

| 科目の分類・名称 | | | 認定申請に必要な最低単位数 | | | |
|----------|--|------------|---------------|------|--------------------------------|--|
| | | | 必修 | 選択必修 | 選択 | |
| 共通専門 | ソーシャルワーク理論系科目群 I | | 2 単位 | | 認定上級の理論系科目群 II から選択可 (2 単位) | |
| | 権利擁護・法学系科目群 I | | 2 単位 | | | |
| | サービス管理・人材育成・経営系科目群 I | | 2 単位 | | | |
| | 地域開発・政策系科目群 I | | 1 単位 | | | |
| | 実践評価・実践研究系科目群 I | | 1 単位 | | | |
| 分野専門 | 「高齢」「障害」「児童・家庭」「医療」「地域社会・多文化」から認定を受けようとする 1 分野 | 各分野の制度等の動向 | 1 単位 | | | |
| | | 支援の実際 | 理論・アプローチ別科目群 | | | |
| | | | 対象者別科目群 | | | |
| | | | SW機能別科目群 | | | |
| スーパービジョン | | | 10 単位 | | | |
| 単位小計 | | | 19 単位 | 9 単位 | 2 単位 | |
| 単位合計 | | | 30 単位 | | | |

別表2 認定社会福祉士の更新に必要な単位数

| 科目の分類・名称 | | 更新に必要な単位数 | |
|---|--|-----------|------|
| | | 必修 | 選択 |
| 分野専門 | 各分野の制度等の動向（認定を受けている分野に限る） | 1 単位 | |
| スーパービジョン（①又は②） ①スーパービジョン（受ける） ②更新スーパービジョン（集合研修方式） | | 2 単位 | |
| 研修受講 | ①更新特別研修 ②認定社会福祉士取得に必要な共通専門研修 ③認定社会福祉士取得に必要な分野専門研修（分野不問） ④認定上級社会福祉士取得に必要な認証された研修 ⑤機構が指定する研修 ⑥認定社会福祉士更新研修 | | 7 単位 |
| スーパービジョン | ⑦スーパービジョン（受ける） ⑧スーパービジョン（する） ⑨更新スーパービジョン（集合研修方式） ⑩スーパービジョン実施要綱第2条第2項第2号として行ったスーパービジョン | | |
| 定められた実績 | ⑪認証された研修、認証された研修に相当する研修及び社会福祉士養成指定科目の講師 ⑫ソーシャルワーク実習指導 ⑬研究会、学会又はそれに準ずる研修会での発表実績 ⑭認定医療ソーシャルワーカーの更新 ⑮スーパーバイザー登録 | | |
| 合計単位数 | | 10 単位 | |

別表3 認定上級社会福祉士取得に必要な単位数

| | 科目の分類・名称 | 概要 | 認定申請に必要な最低単位数 | |
|---------|---------------------------------------|--|-----------------------|-----|
| | | | 必修 | 選択 |
| 共通専門 | ソーシャルワーク理論系科目群Ⅱ | ソーシャルワーク理論 | 2単位 | |
| | 権利擁護・法学系科目群Ⅱ | 法的権利擁護にかかる判例研究など | 2単位 | |
| | サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅱ | 階層別役割行動、組織運営管理・経営に関する理解 | 2単位 | |
| | 地域開発・政策系科目群Ⅱ | 地域支援ネットワーク・機関間連携、社会資源開発、福祉計画策定等の実践的展開、ケーススタディ | 2単位 | |
| | 実践評価・実践研究系科目群Ⅱ | ①講義（実践の効果測定、実践研究、サービス評価の方法） | 4単位 | |
| | | ②演習（自らの実践の効果測定・検証） ①を受けた後に受ける | 2単位 | |
| 理論系科目群Ⅱ | 共通専門の各科目群及び倫理・哲学系、心理学系、医学系、社会学系科目から選択 | | 2単位 (受けていないものから選択) | |
| 分野専門 | 分野専門科目群 | 認定社会福祉士の分野専門科目から選択 | | |
| 特定領域 | 特定領域の実践研究と自己形成 | 個別・組織・地域の3つのレベルを意識しながら研究計画を立て、その課題に取り組み、その成果をとりまとめる。 | 4単位 | |
| S V | スーパービジョン① | スーパービジョンをする | 4単位 | 2単位 |
| | スーパービジョン② | スーパービジョンを受ける | 4単位 | |
| | スーパービジョン③ | 機構が指定する研修 | | |
| 単位小計 | | | 26単位 | 4単位 |
| 単位合計 | | | 30単位 | |

別表4 認定社会福祉士を2回更新した者の認定上級社会福祉士取得に必要な単位数

| | 科目の分類・名称 | 概要 | 認定申請に必要な最低単位数 | |
|---------|---------------------------------------|--|---------------|-------|
| | | | 必修 | 選択 |
| 共通専門 | ソーシャルワーク理論系科目群Ⅱ | ソーシャルワーク理論 | | 10 単位 |
| | 権利擁護・法学系科目群Ⅱ | 法的権利擁護にかかる判例研究など | | |
| | サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅱ | 階層別役割行動、組織運営管理・経営に関する理解 | | |
| | 地域開発・政策系科目群Ⅱ | 地域支援ネットワーク・機関間連携、社会資源開発、福祉計画策定等の実践的展開、ケーススタディ | | |
| | サービス評価実践研究系科目群Ⅱ | ①講義（実践の効果測定、実践研究、サービス評価の方法） | | |
| | | ②演習（自らの実践の効果測定・検証） ①を受けた後に受ける | | |
| 理論系科目群Ⅱ | 共通専門の各科目群及び倫理・哲学系、心理学系、医学系、社会学系科目から選択 | | | |
| 分野専門 | 分野専門科目群 | 認定社会福祉士の分野専門科目から選択 | | |
| 特定領域 | 特定領域の実践研究と自己形成 | 個別・組織・地域の3つのレベルを意識しながら研究計画を立て、その課題に取り組み、その成果をとりまとめる。 | | |
| 定められた実績 | | ① 認証された研修、認証された研修に相当する研修及び社会福祉養成指定科目の講師 ② ソーシャルワーク実習指導 ③ 研究会、学会又はそれに準ずる研修会での発表実績 ④ 認定医療ソーシャルワーカーの更新 ⑤ スーパーバイザー登録 | | |
| S V | スーパービジョン① | スーパービジョンをする | 4 単位 | 2 単位 |
| | スーパービジョン② | スーパービジョンを受ける | 4 単位 | |
| | スーパービジョン③ | 機構が指定する研修 | | |
| 単位小計 | | | 8 単位 | 12 単位 |
| 単位合計 | | | 20 単位 | |

※別表2に定める「認定社会福祉士更新研修」（8単位）は、別表4に掲げる分野専門に振り替えることができる。

※更新申請の単位は、累積して認定上級社会福祉士の単位に充てることができる。

別表5 認定社会福祉士を3回以上更新した者の認定上級社会福祉士取得に必要な単位数

| | 科目の分類・名称 | 概要 | 認定申請に必要な最低単位数 | |
|--------|-----------|--------------|---------------|-----|
| | | | 必修 | 選択 |
| S V | スーパービジョン① | スーパービジョンをする | 4単位 | 2単位 |
| | スーパービジョン② | スーパービジョンを受ける | 4単位 | |
| | スーパービジョン③ | 機構が指定する研修 | | |
| 単位小計 | | | 8単位 | 2単位 |
| 単位合計 | | | 10単位 | |

別表 6

下表に掲げる「科目名」の科目は、左欄の「認証分野」から右欄の「振替分野」の分野のソーシャルワーク機能別科目群の科目として単位を振り替えることができる。

| 認証分野 | 科目名 | 振替分野 |
|------------|-------------------|---------------------------------|
| 高齢分野 | 虐待への対応（高齢者） | 医療分野 地域社会・多文化分野 |
| | 後見制度の活用（成年） | 障害分野 医療分野 地域社会・多文化分野 |
| 障害分野 | 虐待への対応（障害） | 医療分野 地域社会・多文化分野 |
| 児童・家庭分野 | 虐待への対応（児童） | 医療分野 地域社会・多文化分野 |
| | 後見制度の活用（未成年） | 医療分野 地域社会・多文化分野 |
| 地域社会・多文化分野 | 司法福祉（分野共通） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |
| | 地域包括ケア（分野共通）（注） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |
| | 家族支援（分野共通） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |
| | 貧困・低所得と自立支援（分野共通） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |
| | 災害対応・支援（分野共通） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |
| | 地域開発・地域福祉活動（分野共通） | 高齢分野 障害分野 児童・家庭分野 医療分野 |

（注）2017年度以降に認証された研修について適用する。